

○議長 小田 武人君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、川上です。一般質問をいたします。

まず、第 1 点目に新オレンジプラン（認知症施策 5 カ年プラン）について伺います。

2000 年に介護保険制度ができたとき、介護を家族任せにしない介護の社会化の象徴として介護にかかわる家族は歓迎しました。ところが、制度はどんどん後退し、「国家的詐欺」とまで言われるひどいことになっています。直近では 2015 年実施の改定で、1 点目に要支援 1、2 の訪問介護、通所介護を保険から外し、自治体事業に移す。2 点目に年金収入 280 万円以上の 2 割負担。3 点目に特養ホーム入所を要介護 3 以上に限定。4 点目に施設入所者の低所得者への食費、部屋代補助要件を厳しくすることが行われました。

認知症対策も大きな岐路に立たされています。認知症の高齢者は 462 万人、MCI、健常と認知症の中間状態の 400 万人を合わせると、高齢者に 4 人に 1 人が認知症予備軍と言われる中、厚生労働省は 2015 年認知症対策の国家戦略「新オレンジプラン」を策定しました。認知症の基礎知識を学んだ認知症サポーターは 770 万人を超えているのが大きな前進です。症状が初期のうちにプロがかかわることが大事だというのがプランの精神です。

ところが、厚労省が進める介護保険の見直し計画では、初期の人のサービスに空白が出てきてしまい、病状が進むのが目に見えています。早期の診断・対応が重要と言いながら、要支援ばかりか、要介護 1、2 も介護保険の対象にしないという厚労省の方針は、どこから考えても理屈が立ちません。そこで次の点を伺います。

まず最初に、住民が認知症をよく理解する環境づくりを目的として、認知症サポーター養成講座が取り組まれています。さらに拡充を図る必要があると考えますが、実施状況と今後の取り組みはどうするのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、認知症を正しく理解し、認知症の人やその人を取り巻く家族のよき理解者となる認知症サポーターを地域で多く育てていこうとして取り組んでいるものが、認知症サポーター養成講座でございます。福祉課では 5 人以上のグループを対象に、町からの呼びかけあるいは申し込みにより講座を実施しています。

認知症サポーター養成講座は、国において平成 17 年から 100 万人のサポーターを養成することを目標に全国で取り組みが始まり、28 年 6 月には全国のサポーターは 770 万人を超えて

平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

います。芦屋町ではこれまで 25 回の講座を実施し、633 人のサポーターが誕生しております。

芦屋町で実施してきました主な所を紹介しますと、事業所では西日本銀行や社会福祉協議会、福祉関係では民生児童委員や八朔の会、その他出前講座等で実施してきました。また、27 年度からは、より身近なサポーターをふやしていこうという趣旨から、町の事業で実施しております 4カ所の自治区公民館体操教室でも実施してきました。この結果、芦屋町にはサポーター 1 人当たり高齢者人口が 6.5 人となり、遠賀郡では最も高い数値でございます。

また、今後の取り組みにつきましては、1 人でも多くの認知症に対する理解者をふやすため、これまで同様に各種団体へ呼びかけ、介護予防教室のメニューに組み入れるなどにより、多くのサポーターを養成してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

芦屋町でも 633 人が受講されたということで、郡内でもですね、他町より努力されているというお話でした。当然ですね、今後もですね、このサポーター養成講座をですね、随時開催することが必要ですが、こういった養成講座を受講された方がですね、やっぱり地域でどう活動していただけるかということが、重要になってくると思いますが、その点についてはどのように考えるのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、認知症サポーター養成講座の方につきましては、地域でどう活動されるかということを経営を負うものではございません。基本的には見守っていただくということで、任意のいわゆる助け合いということで、取り組んでおりますので、そこまで重いことを背負っていただくことは基本的には考えておりませんので、うちのほうでは数をふやそうということが 1 点ございます。それと、ことしの 3 月に厚労省が出しましたガイドラインにおきましてはですね、一度認知症サポーター講座を受けられた方、この方に対して、いわゆる 2 度目、いわゆるスキルアップ講座を開くようなガイドラインも出ていますので、こういったことについても取り組みを進めて、より一層理解が進むような方向で認知症サポーター養成を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったふうに、まず理解をしていただいて、見守り活動とか、そういったところから、認知症に対する見識を深めてもらうということで、当然ですね、今後もそういったことで、このサポーター講座を開催していただきたいと思います。

次に、2点目にですね、認知症総合支援事業は、地域包括支援センター等に認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置したり、認知症ケアの向上推進を図るために認知症高齢者の家族支援や認知症ケアにかかわる多職種の連携を行うとしていますが、町での取り組みはどのようにしているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、認知症初期集中支援チームは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるため、認知症の人やその家族に早期にかかわることで、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するために設置するものでございます。認知症初期集中支援チームのメンバーは、保健師や看護師、作業療法士、社会福祉士等の医療と介護の専門職及び専門医が想定されております。

この認知症初期集中支援チームについては、介護保険制度の改正により平成30年3月までに市町村に設置することが義務づけられておりますが、一番の課題は専門医が不足していることにあります。このため、国や福岡県では専門医を養成する研修を開催する等、体制整備に向けた取り組みを進めておりますが、私ども自治体にとっては、専門医の数は十分とは言えない状況です。

国では認知症初期集中支援チームの要である専門医の資格要件を緩和する方針等も示しております。芦屋町の現状としましては、認知症初期集中支援チームの設置に向けた準備のため、遠賀中間医師会における専門医の養成等の考え方を確認している状況でございます。

次に、認知症地域支援推進員について御説明申し上げます。

認知症地域支援推進員の役割は、認知症の人やその家族の相談支援、認知症セミナー等認知症を理解していただく活動を行うこと。認知症の人が必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整を行います。

認知症地域支援推進員についても、認知症初期集中支援チーム同様に30年3月までに設置が義務づけられておりますが、本町では27年度に2名の認知症地域支援推進員を設置し、認知症の方への支援を行っております。今後は、認知症の普及啓発、設置を予定している認知症初期集中支援チーム等と連携をとり、支援を進めていくこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

医療機関も少ない中ですね、専門医の不足の問題があるとか。また、芦屋町では認知症地域推進員は現在2名配置されているということで、今後もこれを拡充していくということでしょうが、それではこういった部門については、新たに発足した部分ですが、住民の方々はこういったことについてなかなか理解が進んでいないと思いますが、こういったことの周知とか啓発、それはどのように考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま申しました認知症初期集中支援チームに関しましては、まだ設置しておりませんので、周知等は行っておりませんが、認知症関連の場というのは、介護予防もそうなんですけど、あらゆる場で私ども出向いておりますけども、その中において認知症の支援推進員ですね、こちらのほうから認知症のときには、疑われるとき、例えば専門医というか、どこを受診したらいいか、そういう御相談、そういったことは随時対応しております。

それから、認知症に関するいわゆる周知に関しましては、一般的な周知に関しましては、広報を活用して認知症の予防、それから対策、それから相談、そういったものについては啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういった認知症ですね、患者がわかったときには、当然、最終的には医療的な治療も必要になってきますが、先ほど、なかなか専門医が不足しているという答弁もありましたが、芦屋町近郊ではですね、こういった専門医療機関はどのようなところが対応するのでしょうか、それを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

専門医もございますけども、まずは認知症が疑わしい場合は、かかりつけ医に相談していただくことをまず勧めております。これは認知症の発

平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

症原因と生活習慣というものが関連している場合もあることから、かかりつけ医をまず勧めております。その後かかりつけ医から専門医の方へ行かれ診断を受けていただく場合もございます。また、専門的に受診をしていただく場合には、近郊であれば遠賀中間医師会が運営しておりますおかがき病院、ここには物忘れ外来というものがございます。同じく物忘れ外来を設けているところは、産業医科大学もございます。また、岡垣町の堤病院や若松区にございます住田病院でも受診が可能でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、次にですね、3点目の東京都では認知症の早期発見・診断・対応を進めるため、自分のできる認知症のチェックリストを作成し、パンフレットに掲載したものを全家庭に配布し、地域における認知症の方に対する理解への普及啓発の取り組みに活用しています。芦屋町ではどのような取り組みが行われているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症の早期発見・診断・対応を進める一環としまして、27年11月に実施した高齢者生活アンケート結果に基づきまして、本年6月から7月にかけて、閉じこもり・認知症予防・鬱予防の3項目に該当した方で、現在介護認定を受けていない方21名の訪問と指導を実施しております。

また、7月からは、認知症予防・鬱予防の2項目に該当した方で介護認定を受けていない方128名に訪問指導を実施しております。

これらについては、認知症を含めて早期対応が必要なケースがあれば、集中的に支援を実施することを目的に実施しているものでございまして、芦屋町ではより住民の方に寄り添った対応を心がけているつもりでございます。

また、認知症の理解、普及や啓発に関しましては、27年6月1日号の広報あしやに「認知症の初期症状をチェックしよう」というタイトルで、認知症予防財団が示している認知症予測テストを掲載するとともに、認知症予防教室や認知症サポーター養成講座の案内等を行っておりますので、今後も定期的に認知症予測テスト等を掲載して、相談等が受けられるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。また、本年6月1日号の広報あしやでも「認知症を正しく知って早く気づいていこう」というタイトルで、認知症の予防等について皆さんにお知らせして

平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

いるところでございます。

また、町のいきいき筋力アップ、いきいき昼食会等の町の介護予防教室においても必ず認知症予防のメニューや講話を加える等、予防や普及に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町としてもですね、独自の努力をされておられるということで、アンケートもですね、一応そういったことを、高齢者を対象にとって認知症の把握とか、そういったことに努力されているということですが、今、介護保険の広域連合では、こういった「いつまでも安心していきいきとした暮らしをみんなで支える介護保険」という、こういったパンフレットを出しておりますね。これは全家庭に広域連合から全部配られているんですけど。この内容を見ますとですね、大変いろいろなことが書かれてあって、なかなか内容も複雑になってから、一般の方が見てもわからないような状況になっております。この中には認知症に対する施策とか、そういった部分も載っていますが、なかなか多くは載っていません。

先ほど紹介した東京都の認知症のパンフレットは、こういった「知って安心認知症」という、こういったパンフレットをつくってしまして、この中では「認知症は誰でも掛かる可能性のある身近な病気です」とか「認知症の予防につながる習慣」など、こういったのを8項目にわたってですね、書いてあります。中はこういったように文字も少なくですね、絵が書いてあって、また内容も簡単にしてですね、大変わかりやすくなっています。この中に「『自分でできる認知症の気づきチェックリスト』をやってみましょう！」という、こういったのがあって、恐らく町でもやったでしょうが、チェックとして「財布や鍵などものを置いた場所がわからなくなったことがありますか」とか「5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか」、「言おうとしていることがすぐに出てこないことがありますか」とか、こういったものをですね、チェックして、これを採点して、これが20点以上であれば、あなたは認知症の可能性があるので、すぐ周りの方に相談したりとか、そういった自治体にですね、行って相談してくださいと、そういったふうに自分の認知症がどの程度にあるかというのをできるようなものをしていますので、できたら芦屋町でもこういったものを使ってですね、認知症の啓発をしていただけたらと思いますし、また、ホームページへの導入、こういったものも考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど答弁でも申しましたけども、広報にいわゆる公益財団法人の認知症予防財団というのがございまして、ここで認知症予測テストというのを昨年載せております。こういったことをまた広報、いずれかの場面でまた載せていきたいというふうに考えております。

それから、すみません、確認なんですけど、もう 1 点御質問は……（発言する者あり）ホームページにつきましては、情報がとりやすい手段でございまして、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

ぜひですね、町の中にですね、広報を広げていただきたいというふうに思います。

それと、4 点目にですね、厚労省は認知症対策として地域支援事業による「オレンジカフェ」、  
「認知症カフェ」を自治体に設置することを推進しています。「オレンジカフェ」は認知症の人  
やその家族、専門家や地域住民が集まり、お互いに交流したり、情報交換する場所として注目さ  
れているカフェです。芦屋町でも取り組むべきと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

新オレンジプランの 7 つの柱の 1 つ、認知症の人の介護者への支援項目において、国が認知症  
カフェの設置を推奨しております。認知症カフェは、認知症の人やその家族、あるいは地域の  
人々が定期的に交流することで地域の方々が心理的不安の軽減やさまざまな情報を得られるなど  
の理由から着目されている事業でございます。

福岡県内では規模の大小はございますけども、28 年 6 月現在で福岡県によって認知症カフェ  
として公表されている数は 63 件で、うち自治体による運営は 4 カ所、多くは社会福祉法人が定  
期的に開催している状況でございます。認知症カフェの設置に至る経緯はさまざまのようござ  
いいますが、多くは、施設入所しておられる介護者同士の連携、あるいは地域での認知症の方の家  
族が中心となって動き出し、運営までを担っているような状況でございます。

芦屋町における認知症施策につきましては、昨年度から認知症予防教室、認知症家族介護教室  
を新しく始めております。特に認知症家族介護教室は、介護の実践的なアドバイスに加えまして、  
認知症の方を抱えておられる家族ニーズの把握、関係者同士の連携を進めることを目的としてお  
りますが、将来的には家族会の発足や認知症カフェを開設することも視野に入れて開設したもの

でございます。

しかしながら、昨年開催した事業では家族の方の参加が 5 名にとどまっておりますし、認知症家族介護教室の目的は果たしたものの、家族会の発足等に向けたステップまでには至らなかったというのが現状でございました。認知症家族介護教室については、本年度も 11 月に開催を予定しており、ニーズの把握や参加者同士の連携が取れるような関係づくりを進めてまいりたいと考えております。

一方で、本年度はケアマネ及びホームヘルパーを通して認知症が疑われる方やその家族の思いといったものを調査し、御本人やその家族のニーズを集めております。この結果につきましては、現在分析途中でございますが、認知症の方やその家族の方が何を望まれているのか、まず現状把握から取り組んでまいりたいと考えております。

私どもとしましては、現状把握の上、認知症施策について優先度をつけて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、認知症高齢者の増加が予測されており、将来的には、安心できる運営体制のもと認知症カフェの設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

川上議員。

**○議員 10 番 川上 誠一君**

まだまだ認知症に対する認識がですね、十分でないということで、多くの方が町のそういった集まりには出てきていなかった。今後もそういったことを克服して、認知症カフェを設置していきたいという、そういった内容だったというふうに思いますが。私がもらったのは、小倉でやっている北九州市のですね、総合保健福祉センターの中にある認知症支援・介護予防センター、愛称「アシスト 21・ひまわりセンター」ということで、この中で認知症カフェなんかもですね、取り組まれているということです。また、久留米市とかそういったところでもですね、こういった事業が旺盛に行われているということです。

小倉のこの中ではですね、先ほど言った認知症サポーター養成講座、そういったことをですね、卒業された方をですね、対象として、またカフェマスター研修会というのも取り組んでいるそうです。これは 4 回程度ですね、認知症を学びましょうとか、高齢者の身体特性とか介護予防とか、認知症カフェと市の思いとか、こういったことで講座を開いてですね、さらにサポーター講座を受講された方を、もう一つそれに関心を持ってもらって、力を貸してもらい、見守ってもらいたい、そういったことでやっているということなんで、認知症カフェができればですね、さらに認知症に対する理解もですね、進むんではないかと思っておりますので、ぜひ、大変でしょうが、この認知症カフェの実現のためにですね、御努力をお願いすることを申してこの認知症の問題につい



平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

での質問を終わりたいと思います。

続いて、ストレスチェックについて伺います。

自治体職員が健康で生き生き働き、持てる能力を最大限に発揮するようにするために、健康診断や個別相談など心身の健康づくり、とりわけメンタルヘルスへの対応と働きやすい職場の環境改善への対策が重要だと考えます。

昨年 1 2 月、労働安全衛生法が改正され、労働者が 50 人以上いる事業所では毎年 1 回、ストレスチェックを全ての労働者に対して実施することが義務づけられました。

そこで次の点を伺います。

町職員のストレスチェックはどのように取り組んでいくのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、職場がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを、主な目的として行っていきたいというふうに思っております。芦屋町におきましては、今年度から産業医委託契約を締結し、一般社団法人西日本産業衛生会とストレスチェックの委託契約を締結しています。

8 月 5 日に町の衛生委員会を開催いたしまして、ストレスチェックの実施方法等についての協議を行い、現在 9 月中旬に実施するよう準備を進めているところでございます。流れとしましては、職員に対して、質問票チェックシート 59 項目を記入していただいて、チェックを行うというようにしております。そのストレス状況の評価を、委託の産業医により行い、医師の面接指導の要否の判定につなげていきます。その結果について、本人に通知を行い、ストレスが高い職員については、本人からの申し出により産業医による個人面接を実施し、就業上の措置の要否・内容についての意見聴取を行い、必要な措置を行うことによって、鬱などのメンタルヘルス不調を未然に防止できるように進んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今回初めてストレスチェックに取り組むわけですけど、このストレスチェックを実施するに当たっての留意する点は、どのような点があるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

注意する点といいますか、プライバシーに関することですので、守秘義務等ございますので、そこら辺についてはきちんと守りながら行いたいと思いますし、本人の同意がないとこのストレスチェックの内容等については、役場のほうで情報が入手できないというふうになっております。

このストレスチェックや面接での個人の情報を取り扱った内容につきましては、法律で守秘義務が課せられていますし、刑罰規定もあるという形になりますので、実施する委託先の産業医及び職員、関係する従事者についても、きちんと情報の漏れがないような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ストレスチェックはですね、やっぱり、その職場の働く人を守ること。また職場の環境を改善するという点ではですね、大きな役割を果たしますが、ただ使い方を間違えれば、個人の不利益につながるという問題も出てくると思います。

これは厚労省のストレスチェック導入マニュアルの中で言われていることですが、「不利益取り扱いの防止」ということで、事業者が以下の行為を行うことは禁止されているとなっております。

まず1点目に、次のことを理由に労働者に対して不利益な取り扱いを行うこと。医師による面接指導を受けたい旨の申し出を行ったこと。ストレスチェックを受けないこと。ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと。医師による面接指導の申し出を行わないこと。

2点目として、面接指導の結果を理由として、解雇、雇いどめ、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換、職位の変更を行うこと。というふうになっております。先ほど課長が答弁したように、医師と相談するとか、またストレスチェックを受けてチェックを記入してもらうとか、そういったことに同意しない人がおられても、それを不利益に扱ってはいけないということを、ここでは明確に述べられています。もともとこのストレスチェックは、事業所が全ての労働者に対して実施することが義務づけられていますが、労働者の受診義務は外されています。そういった点では、そういったところで不利益を被ることのないこと、そしてまたその方がいろいろなチェックの中で問題点があったとか、そういったことがあっても、それによって解雇とかいろいろな不利益を被ることはしてはならないということを明確に言っていますが、そういった点ではこれが導入の最低条件だと考えますがいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、言われました不利益の取り扱いの防止につきましては、これはきちんと守っていきたいというふうに考えておりますし、このストレスチェックを受けないことや、その結果を役場に提供しないということは本人の同意が取れない限り、私どもも情報をもらうことができませんので、そのことにつきましては、きちんと守っていき、職員の不利益のないような取り扱いをしたいと思っております。ただし、職員のやはり健康状況ですので、そこら辺につきましては、職員の状況を見ながら、そのほか月 1 回健康相談等も行っておりますので、そういうところは各職場の上司より指名をした中で、健康相談等受けていただくような状況は取っていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは 2 点目に、実施目的は、メンタルヘルス不調の未然防止とされていますが、高ストレスを個人の問題として終わらせることなく、職場の改善につなげることが大切と考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

ストレスチェックの結果を一定規模の職場ごとに集計・分析するよう、集団分析と職場環境の改善については、努力義務という形になっております。今回行うストレスチェックでは、職場内を 1 2 のグループに分け、集団分析を行い、共同実施者である嘱託産業医と嘱託保健師の助言を踏まえながら、職場の環境改善につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

ぜひですね、職場の環境改善をその結果によってですね、行うということが、やっぱり役場としてやらくてはいけないことだと思います。やはり、このストレスチェックは、職場の精神疾患患者のあぶり出しをするものではなくて、労働者のメンタルヘルス不調を未前に防止を行うこと。

平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

一次防止を主な目的としています。メンタルヘルスの不調は、個人の資質の問題ではなく、職場全体の重大な問題として取り上げられる必要があります。メンタルヘルスの不調の原因は定数管理による人員不足からの労働強化、残業の増加にとどまらず、人員不足や IT 化による仕事の専任化による個人個人の責任の重さ、能力主義、成果主義の人事評価や賃金制度による締めつけなど、人が宝である町役場が、儲けが目的の民間企業の悪い部分を模倣するような状況になっております。このことは、結果的には町民にとっても決してよいことではありません。職員が伸び伸びと仕事ができる環境こそが、誇りを持って町民のために仕事ができるし、町民の相談にも親身に相談に対応できる、安心して相談できるというふうに思います。そのためには、定数管理ではなく、仕事に見合う必要な人数を確保、補充すること。能力主義、成果主義の労務管理をやめ、町民全体の奉仕者としての職員の育成を行うべきと考えますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、その能力に応じた中で仕事を行っていただいておりますし、年々業務等もふえておりますので、そこら辺につきましては、状況を見ながら職員の配置等も勘案したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほどの答弁の中でですね、芦屋町のストレスチェックは産業医に委託して行うというふうに言われていましたが、芦屋町には中央病院がありますが、なぜ中央病院でしないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に、中央病院のほうに確認したところ、今の体制としてこの産業医というところの部分が、非常にちょっと、まだ整っていないという状況ですので、今回のストレスチェックについては、ちょっと見送らせていただきたいというふうにいただいておりますので、委託をとらせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回、これをストレスチェックを行うために民間業者も相当ですね、このストレスチェックの産業医を配置して行うということが言われていますが、芦屋町でですね、やはり50人以上の企業とか、団体もかなりあると思いますが、そういったところが芦屋町の病院で受けられないということは、やはりもったいないなという気もするんですね。それと、そういった民間のストレスチェックを行う企業は、ストレスチェックを行うのと同時にこれだけではなくて、健康診断も自分のところでさせてくれという、そういった話を持ってくる企業もあるというふうに聞いています。そういったふうになれば、今まで町立病院で受けていたその企業の健康診断がよそに流れていくという、そういった問題が起こってきます。今回の議案の中で、独法の意見書が出されていましたが、その中を見ると、健康診断が減っているというふうな、そういった内容だったというふうに思いますが、そういった点では、今後中央病院としてもストレスチェックを行ってですね、健康診断につなげていくという、そういったことをするべきではないでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

独法のことをごさいます、今、言われた内容については、相談をさせていただきますが、基本的には病院の運営にかかわることをごさいますので、院長先生とも相談をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

産業医を配置するという問題もありますので、ぜひ。ただやっぱり病院の今後の経営を考えていったらですね、そういったことも確保することが必要じゃないかなと思います。

それでは3点目に、50人未満の職場はストレスチェックの義務づけはないが、学校現場におけるストレスチェックの実施はどうするのかについて伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

町内の小中学校4校で一番職員数が多いのは、芦屋中学校です。それでも総職員数は46人で、50人未満となっております。50人未満の職場では、ストレスチェックは、当分の間、努力義

平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

務となっておりますが、法改正の趣旨を鑑み、また、教職員の心理的負担の程度を把握するため、学校現場でも平成 29 年度からストレスチェックを実施する方針でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

29 年度から実施するということですが、文科省ではですね、努力義務という通達を出していますが、総務省としてはですね、やっぱりそういった公務現場については全ての職員にストレスチェックの実施を求めるといふ、そういった通達を出していますので、特に学校という点ではですね、この後も質問がありますけど、いじめの問題とか、不登校、それから子供の貧困、学力問題、クラブ活動など児童・生徒に関してさまざまな問題が起こっております。メンタルヘルスに不調を来している先生はたくさんふえて来ているというふうに思いますので、ぜひですね、学校内においてもストレスチェックを行いですね、その対応を十分に行っていただきたいというふうに思います。

最後にですね、このストレスチェックの法改正では、国会での附帯決議では、ストレスチェック制度については労働者個人が特定されずに職場ごとのストレスの状況を事業者が把握し、職場環境の改善を図る仕組みを検討すること。また、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備など必要な支援を行っていくこととしています。町が具体的に進めることを求めてこの質問を終わります。

次に非正規職員の問題について伺います。

不況等を理由とした派遣切り、雇いどめが社会的な問題となっている中で、景気の調整弁として、安上がりの労働力として非正規雇用労働者を使い捨てにする問題を考えていく上でも、自治体みずからが当然のこのように官製ワーキングプアを拡大していくことは、あってはならないことです。

地方公務員法、地方自治法によれば、自治体の恒常的・本格的業務は正規社員が行うとし、臨時の職や緊急の場合に臨時職員、非常勤の職については非常勤職員を任用することができるとしています。しかし、実態は、住民サービスに欠かせない本格的、恒常的業務にも非正規職員が配置されており、これらの臨時・非常勤の非正規職員は、法的には公務員の権利を守る保護法制からも、民間の非正規労働者を保護する法制度からも除外され、法の谷間となって、労働条件や権利を保護する法律がありません。

全国的には、このような不利益を受けている自治体の非正規雇用者の約 8 割が女性であるとされており、自治体での正規と非正規の格差は、実は間接的な男女差別にもなっています。

平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

そこで芦屋町での実態について伺います。

町の職員数と正規・非正規の割合については、どのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

28年9月1日現在の競艇事業局を除く正規職員は再任用を含めると125人、非正規職員は派遣労働者を含め176人で、割合は、正規職員が41.5%、非正規職員が58.5%です。

27年4月1日現在では、正規職員が122人、非正規職員が156人で、割合は、正規職員43.9%、非正規職員56.1%。

26年4月1日現在では、正規職員118人、非正規職員150人で、割合は、正規職員44%、非正規職員56%です。

非正規職員は、現在すべて雇用している数でお答えしておりますけど、要請日のみの勤務であったりとか、交代勤務の数を含めておりますので、勤務時間や体制等で勘案しますと、人数としては116人となり、割合としては、28年度では、48.1%が非正規雇用という形の考え方になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

最終的には半分、半分、5対5ぐらいの割合ということですが、それにしてもですね、非正規雇用者の割合がどんどん、どんどんふえているということで、少ない自治体でも3割程度、多いところでは6割ぐらいが非正規雇用になっているのが、今の地方自治体の現状だのように思います。それでは、こういった非正規の方々がおる職場はどのような部署でしょうか、伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職場的なところは、基本的には社会教育施設であったりだとか、学校の事務補助だったり、学童クラブ等になるかと。あと、内部的なところでいきますと、住民課や健康・こども課などが嘱託職員という形で勤務しているという状況が内部の現状になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

保育や医療、学校など、福祉や教育にかかわる現場や住民サービスや福祉の向上になくてはならない現場ということで、貴重な人材となっているわけなんですけど、このような方々の給与はどのくらいになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

給与につきましては、臨時的任用職員の賃金は日額で定めておまして、最も該当者が多い職種の賃金につきましては、1時間当たり830円で、これは職員の給料表の1級1号給を基準に算出しております。給料表の改定に伴いまして順次見直しは行っているという状況になります。

嘱託職員の賃金は月額で定めております。保健師や看護師等、採用前の職歴を加味して給与額の算定をしており、また、年に1回昇給することとなっております。その他、学校や公民館、体育館等の嘱託職員につきましては、それぞれの業務に応じた給与額という形の中で定めております。

派遣労働者につきましては、契約に基づいて人材派遣会社のほうに派遣料を支払っているという状況になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時給830円というふうなことですけど、今回、地方審議会による今年度の最低賃金等進学が出され間したが、福岡県では現行が743円が22円アップして、765円ということです。830円ということで、最低賃金よりは上回っていますが、100円を上回らないような状況ということですね。なかなか高い水準ではないということですね。ちなみに、一番高いのはやはり東京、神奈川で930円ぐらいになっています。ただ、時給が930円といってもですね、非正規は先ほど言ったように、看護師さんとかそういった特殊な部門を除いて経験加算がなく、どれだけ働いても給料が上がらないこと。正規職員では受けられるさまざまな手当、住宅手当、扶養手当などが無いからであり、国の非正規公務員政策の矛盾のあらわれでもあります。非正規であっても常用雇用であるのですから、同一労働、同一賃金で正規雇用に近づける努力を行うべきですが、これに対して国は逆に継続任用を期待させないようにしようとかいう、そういった指示も出しています。非正規の人が機械的に雇いどめに遭う、こういった事態も各地で出ています。

先ほどの東京での932円ですけど、これでもですね、法廷労働時間の上限月平均173.



平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

8 時間働いても、16 万 2,000 円です。年額で 194 万円、これからいろいろな諸費も経費も引かれたらもっと下がる。最低の宮崎、沖縄では 149 万円、こういった状況です。149 万円といえば、またこれから引けば 100 万円を切るような状況になる可能性もありますよね。

全国労働組合総連合の全国各地の最低生計費調査では、生活するには年額 250 万円から 300 万円、時給 1,500 円程度が必要だという結果も出ています。やはり、公務労働がワーキングプアを生むことがあってはならないということですが、今すぐ時給 1,000 円を実現し、やはり生活できる 1,500 円を目指すことが急務だ私は思います。

こういった方々が働いている業務内容はどのようになっているのでしょうか。それについて伺います。第 3 点目の質問です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

業務内容、先ほども少しお話しましたが、臨時職員のなところについては、簡単な受付業務であったり、小学校の用務員や図書司書などの業務と基本的に内部的な事務の補助という形で事務に従事しております。嘱託は、やはり専門性の高いところで働いていただいておりますので、先ほどお話しました保健師の資格が必要なところだとか、公民館の館長業務を担っていただく方、体育館で業務をしていただいている方等については、職員の給与表に基づいて換算して給与を支払っているという状況になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

もともとですね、そういった業務を行う人は安定した雇用で、勤務条件が保証されているのが原則ですが、法令上の根拠のないまま非正規職員が急増しているというのが、今の自治体の実態です。国は、非正規はあくまで臨時的に必要なとなった仕事を補助的に担うものとしていますが、正規職員の採用根拠である地方公務員法第 17 条を使い、一般職や非常勤職と拡大解釈をしたりして、明らかに恒常的、本来的な業務を担当しているのに、地方公務員法第 22 条を使って臨時職員としたりして、脱法行為を続けています。

さらに問題なのは、非正規職員であっても一応は公務員であるという理由で、民間労働者であれば当然受けられる労働法上の保護が受けられないということです。例えば、待遇上の差別禁止や、均衡を配慮することを求めたパート労働法や 5 年以上雇用されれば、無期雇用へ転換しなければならない労働契約法などは適応外とされています。国や自治体みずからが非正規職員を法の

平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

谷間に放置しています。このような自治体職員の正規職員化、公共サービスの民間委託化は地域住民に直接影響を与えることは先ほども言いました。働く実態に合った自治体非正規の法的整備、均等待遇、安定した雇用を実現するための県内の統一した最低基準の確立、こういったものが必要だと考えますが、そういったところについてはいかが考えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

そこら辺につきましては、今後いろいろ郡内の状況を見ながら、検討していかないといけないのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一自治体ではなかなかできないところも承知しておりますけど。しかし、やはりこういったこと自体が、やっぱりあってはならないことだと思います。

非正規化の理由を伺います。第4点目ですね。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

非正規職員の率の増大とその理由についてという形の中で、主な理由としましては、包括支援センターや放課後等デイサービスの設置、検診業務の充実、高齢者向けの給付金事業など、さまざまな行政需要に対応するために、増加傾向になっております。

また、平成17年度に作成しました集中改革プラン、5年間で医療職を除く職員の削減という形の中で、17年度当初の職員数191人を22年度当初で155人にするという計画でしたが、2年前倒しで職員の削減を達成したことも、非正規職員の増の一因ではないかと考えております。なお、地方創生事業等を推進していくため、正規職員数はふやしております。

非正規職員の雇用につきましては、国からの権限委譲による業務の増大や、今後の施策の推進、事業展開により正規職員を配置すべきか、非正規職員で対応していくべきかを、判断しながら雇用をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、答弁であったようにですね、国は1980年代から行政改革によって公務員の定数削減を進めてきました。一方、1970年代から住民の要求運動によって、福祉・教育などの新たな行政需要が広がり、その業務に対応するため、非正規職員の導入が進められてきました。特に2004年に小泉内閣による三位一体の改革は多くの自治体で新規採用を控え、民間委託化が押し進められ、一層非正規化が拡大していきました。その結果、本来公務員は安定した雇用で、勤務条件が保証されているのが原則ですが、法令上の根拠のないまま非正規職員が急増しているのが実態だと思います。

ILO（国際労働機関）は日本政府に対してILO第100号条約を守ることを勧告しています。つまり、日本では同一労働同一賃金が守られていない、こういったことを指摘しています。

安倍首相はですね、今度の参議院選挙の中で、同一労働同一賃金を言い始めました。また、一億総活躍国民会議、この中でもですね、ことしの2月の23日に同一労働同一賃金を実現すると、「多様で柔軟な働き方の選択をするためには、非正規雇用で多くの方の待遇改善は待たなしの重要課題であります。」「我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、同時に躊躇なく法改正の準備を進めます。あわせてどのような賃金差が正当でないと認められるかについて、政府としても早期にガイドラインを制定し、事例を示してまいります。」と安倍首相みずからもですね、同一労働同一賃金が必要だと言っていますし、今度の参議院選挙でもですね、それぞれ各政党、9政党ぐらいありますがですね、自民党を初め、公明党、民進党、共産党も全てがですね、同一労働同一賃金の法律をつくるという、こういったことを選挙の公約として掲げております。そういった点でですね、やはり、同一労働同一賃金というのがですね、国もするというのを、方向性を打ち出しています。ぜひですね、芦屋町においても非正規職員の処遇改善を積極的に行うことを求めますが、最後に町長の考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

最後、川上議員のいわゆる参議院選挙における各党の公約という形の中で、議員、言われましたように、本年6月に安倍首相みずからが日本一億総活躍プラン閣議決定の中でですね、非正規雇用労働者の待遇改善という形の中で、同一賃金同一労働施策ということを出されたわけですが。ここでですね、いろいろな考え方、ただその単語だけをとると、同一賃金同一労働でいいんですけど、中身がいろいろ複雑であろうかと思うんですね。

やはり公務員というのは、やはり法律で決められておりますように、採用におきましては、競争試験によるものとなって、地方公務員法第17条の2で決められておるわけであるわけであり

平成 28 年第 3 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ます。やはり、そういうような格差をなくすとか、いろいろな話があるわけですが、時代時代に、今の時代にニーズにですね、結局マッチしているのかどうかと言いますと、今、ここ二、三年、課長が先ほどからお話しておりますように、政府がどんどん、どんどん法律を変えてですね、地方のほうに、やるのはもう地方の自治体であるわけですが。人が足りない。人が足りないだけでなく、熟練者がいないということが非常に大きな問題でありまして。そこで人材の派遣、派遣のほうから専門の方に来ていただくと。そして正規の、芦屋町で言えば、職員の方の仕事量がふえておりますので、その補助的なことですね、臨時職員を雇っておるとい、これは現実問題であるわけですが。先ほど言われました日本総一億活躍プランで閣議決定したということですが、それが今後、国がどのようなふうに行くのか、ちょっとどこに落としどころがあるのか、ちょっと私は個人的には不思議に思っているわけでありまして。選挙のための公約だったのか、現実を直視していないのではないかと。となるとですね、経済的にはよく言われておりますように、中小企業、潰れるんじゃないかと片方では言われておるわけでありまして。そういうことも鑑みまして、今後の動向に注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。